

## 霞台厚生施設組合 生活環境影響調査の概要について

### 1. 生活環境影響調査の概要

#### 1.1 生活環境影響調査とは

地方公共団体が一般廃棄物処理施設を整備する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、当該施設の設置が周辺地域の生活環境へ及ぼす影響について調査を実施し、その調査結果を記載した書類を添えて県知事に届出（施設着工 60 日前）することと定められています。

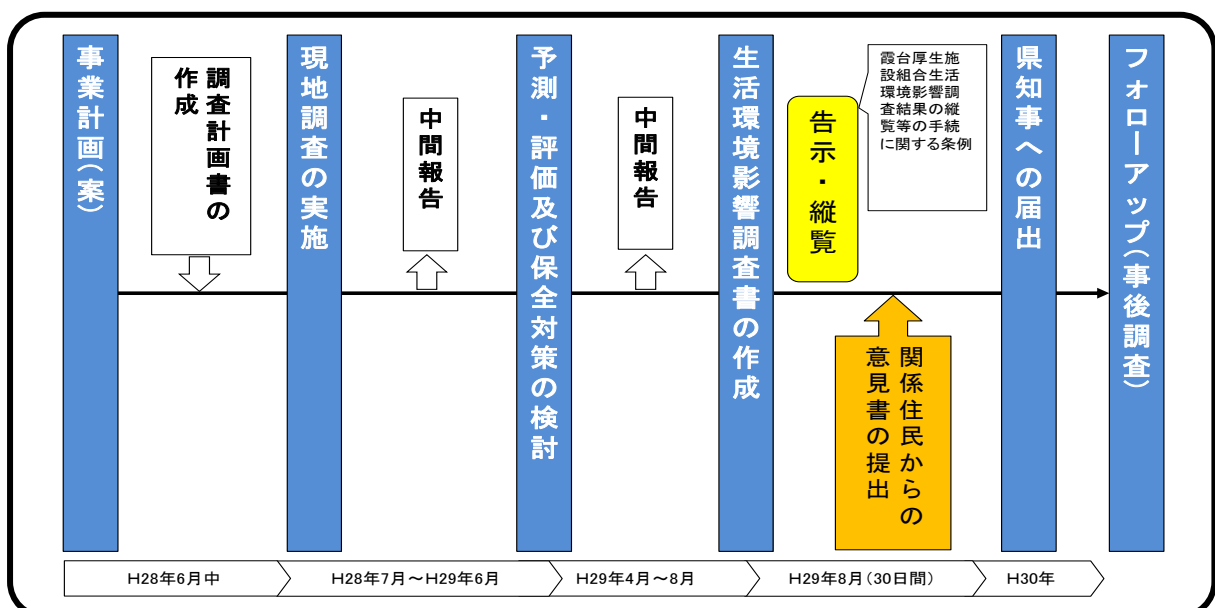
#### 1.2 本調査の考え方

霞台厚生施設組合では、これまでに現施設を建設する際にも、生活環境影響調査を実施（平成 2 年 3 月）しています。今回の施設整備においては、組合が有する既開発敷地内を基本としており、排出基準等については、現在より厳格化し、さらに法規制値より厳しい自主基準値を設定することから、このたびの影響評価調査においては、過年度の調査結果や現在までの運転実績等をふまえ、調査内容や調査範囲を重点化したうえで、合理的かつ効果的に実施するものとします。

#### 1.3 本調査の進め方

- ① 事業計画と地域環境の特性を踏まえ、評価項目を選定し、調査計画を作成します。
- ② 計画書に従って調査を実施し、調査結果を踏まえて環境影響を予測・評価を行います。（また、それを受け施設整備の際に所要の環境保全対策を講じます。）
- ③ 現地調査結果や予測・評価結果を記載した、生活環境影響調査書を作成します。同調査書を公告・縦覧し、地域住民説明会を開催して意見を聴取した後に県知事に提出します。

【図1 生活環境影響調査の進め方】



### 3. 調査の内容

生活環境影響調査項目の選定は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に示されている焼却施設の標準的な関連表(表1 参照)をもとに設定しました。調査の内容は、表2に示すとおりです。

表1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目(焼却施設)

| 調査事項                    | 生活環境影響要因<br>生活環境影響調査項目 | 煙突排ガスの排出       | 施設排水の排出 | 施設の稼働                   | 施設からの悪臭の漏洩 | 廃棄物運搬車両の走行 |
|-------------------------|------------------------|----------------|---------|-------------------------|------------|------------|
|                         |                        | 大気環境           | 大気質     | 二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> ) | ○          |            |
| 二酸化窒素(NO <sub>2</sub> ) | ○                      |                |         |                         |            | ○          |
| 浮遊粒子状物質(SPM)            | ○                      |                |         |                         |            | ○          |
| 塩化水素(HCl)               | ○                      |                |         |                         |            |            |
| ダイオキシン類                 | ○                      |                |         |                         |            |            |
| 騒音                      | 騒音レベル                  |                |         |                         | ○          | ○          |
| 振動                      | 振動レベル                  |                |         |                         | ○          | ○          |
| 水環境                     | 水質                     | 特定悪臭物質濃度及び臭気指数 | ○       |                         | ○          |            |
|                         |                        | BOD又はCOD       |         | △                       |            |            |
|                         |                        | 浮遊物質(SS)       |         | △                       |            |            |
|                         |                        | その他必要な項目       |         | △                       |            |            |

備考) ○：生活環境影響調査項目として選定した項目

△：事業特性(排水はクローズドシステム)から、環境影響はないため選定しない項目

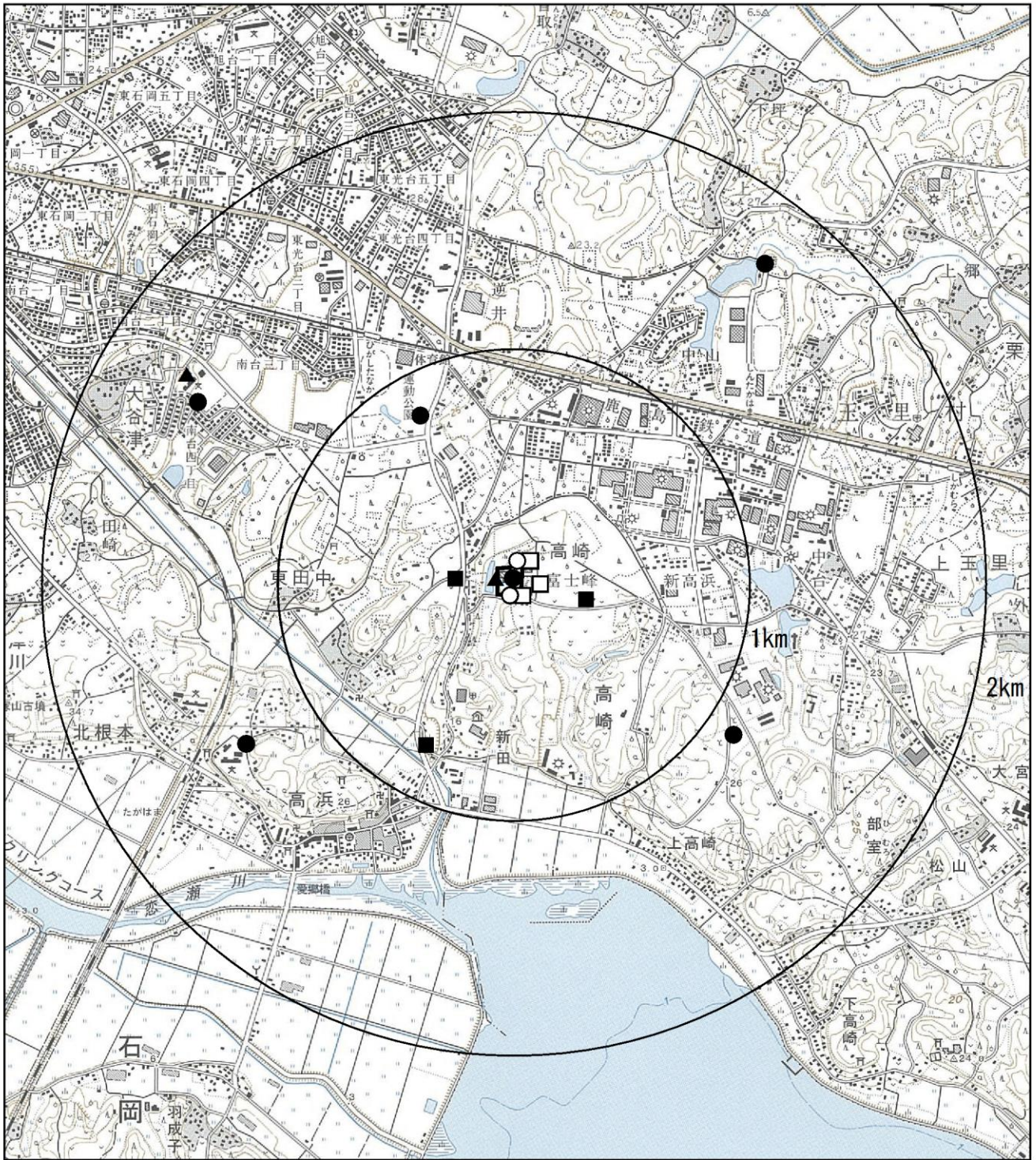
表2 環境影響調査(現地調査)の内容・調査期間

| 環境要素        | 調査項目                                       | 調査地点                          | 調査時期・期間  |
|-------------|--|-------------------------------|----------|
| 大気質         | 二酸化硫黄, 窒素酸化物, 浮遊粒子状物質, 塩化水素, ダイオキシン類       | 計画地及び周辺地域5地点                  | 2季、各季7日間 |
|             |  | 搬入ルート1地点                      |          |
|             |  | 粉じん(降下ばいじん)                   | 予定地1地点   |
|             | 気象   | 地上気象(気温,湿度,日射量,放射収支量)         | 計画地1地点   |
| 地上気象(風向,風速) |  | 周辺地域1地点                       |          |
| 動騒音・振       | 騒音振動                                       | 道路交通騒音レベル, 道路交通振動レベル, 地盤卓越振動数 | 搬入ルート3地点 |
|             |  | 環境騒音の騒音レベル, 環境振動の振動レベル        | 計画地2地点   |
|             | 交通量  | 時間交通量(上下線別車種別), 走行速度, 道路構造    | 搬入ルート3地点 |
| 悪臭          | 特定悪臭物質22項目, 微気象(風向, 風速, 気温, 湿度) 臭気指数(臭気濃度) | 計画地2地点<br>既存施設1地点             | 年1回(夏季)  |



調査状況写真





| 凡 例 |             |  |    |
|-----|-------------|--|----|
|     | 事業予定地       |  | 悪臭 |
|     | 市町区界        |  |    |
|     | 大気質         |  |    |
|     | 通年気象        |  |    |
|     | 環境騒音・振動     |  |    |
|     | 交通騒音・振動、交通量 |  |    |

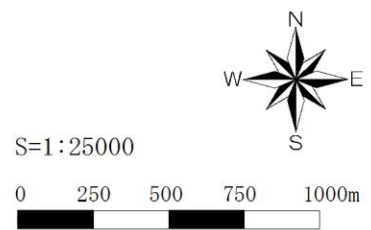


図3 現地調査地点位置図



## 「一般廃棄物処理施設整備事業 生活環境影響調査」の実施に係る住民説明について

本調査に係る住民説明については、事前説明・中間説明・調査書作成後（H28.9月，H29.3，8月：全市町住民を含む）の3回の開催を予定し、さらに、霞台厚生施設組合生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例に基づき、4市町住民への調査書の縦覧を予定しています。

### 【調査の内容】

別紙，調査の概要（調査期間：H28.7月～H29.6月）

### 【調査書（案）の縦覧】

#### 1. 縦覧期間

平成29年8月ごろ ※告示後1カ月間（条例既定） ※事前周知は4市町広報紙に掲載

#### 2. 縦覧方法

縦覧方法は以下のとおりとし、縦覧の際は、縦覧申込書の提出を求める

※様式：縦覧申込書 ※任意様式

##### (1) 窓口（計5カ所） ※受付時間は9時～16時

- ・霞台厚生施設組合 建設計画課
- ・石岡市 本館 生活環境課
- ・小美玉市 本庁舎 環境課
- ・かすみがうら市 霞ヶ浦庁舎 環境保全課
- ・茨城町 みどり環境課

##### (2) インターネット

- ・霞台ウェブサイト (<http://kasumidai.or.jp/>)

※インターネットでの閲覧には、縦覧申込書の提出は不要

#### 3. その他

4市町住民対象に説明会を実施（地元市内1カ所，縦覧前または縦覧中）

### 【意見書の提出】

意見書の提出は以下のとおりとする。Eメールからの場合は、意見書提出時に、縦覧申込書の提出をあわせて求める。（縦覧申込の提出がない場合は無効とする）

#### 1. 記入事項

- (1) 氏名及び住所（法人・団体は、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象である報告書の名称、施設の名称
- (3) 生活環境保全上の見地からの意見および理由

※様式：意見書 ※規則に既定

#### 2. 提出方法

- (1) 方法：郵送、FAX、Eメール、直接持参（持参のみ縦覧場所でも提出可とする）
- (2) 〆切：平成29年9月頃 ※縦覧期間満了後15日以上（条例に既定）

#### 3. 注意事項

- (1) 提出された意見書の内容は、組合の見解とともに、組合ウェブサイトにおいて公表する。公表の際は、氏名、住所及び電話番号を除き、そのまま公開する場合がある
- (2) 期間内に到着しなかったもの及び下記のいずれかに該当するものは無効とする
  - ① 個人や特定の団体を誹謗中傷するもの
  - ② 個人や特定の団体の財産又はプライバシーを侵害するもの
  - ③ 個人や特定の団体の著作権を侵害するもの
  - ④ 公序良俗に反するもの
  - ⑤ 営業活動等営利を目的としたもの
  - ⑥ その他、本調査に対する意見として認められないもの
- (3) 提出された意見書に対する個別回答はしない

#### 4. 提出先及び問合せ先

〒311-3433 小美玉市高崎 1824-2 霞台厚生施設組合 建設計画課